

1. 治水地形分類図の概要

1. 1 初期の治水地形分類図作成

治水地形分類図は、昭和51（1976）年度から昭和53（1978）年度にかけて、国が直接管理する全国の河川（流域）109水系のうち、中部地方整備局管内の5水系を除く104水系の平野部を対象として、854面が作成されました。

これらの図は、地方整備局および北海道開発局（以下「地方整備局」という。）の河川管理者が治水対策を進めるための基礎資料として用いられてきました。従いまして、地形分類範囲も図面全体や水系全体という形ではなく、国の直轄河川に直接影響が及ぶ、主に平野部を中心にした範囲を作成しています。

作成の範囲及び初期の治水地形分類図は、地理院地図（<http://maps.gsi.go.jp>）から閲覧できます。

1. 2 治水地形分類図更新版作成

初期の治水地形分類図は、作成から30年以上経過しており、背景図の情報が古くなっていることなどから、平成21（2009）年から10ヶ年計画で治水地形分類図の更新をすることになりました。

内容は、堤防管理上重要な「旧河道」を「明瞭な旧河道」と「不明瞭な旧河道」に分けて取得するなど、2～3の新規分類項目を増やす一方、「湿地」と「旧湿地」を「後背湿地」としてまとめるなどの変更を行っています。

現時点での治水地形分類図の整備状況は、地理院地図（<http://maps.gsi.go.jp>）から閲覧できます。

なお、本解説書で「治水地形分類図」は「治水地形分類図更新版」のことをいいます。

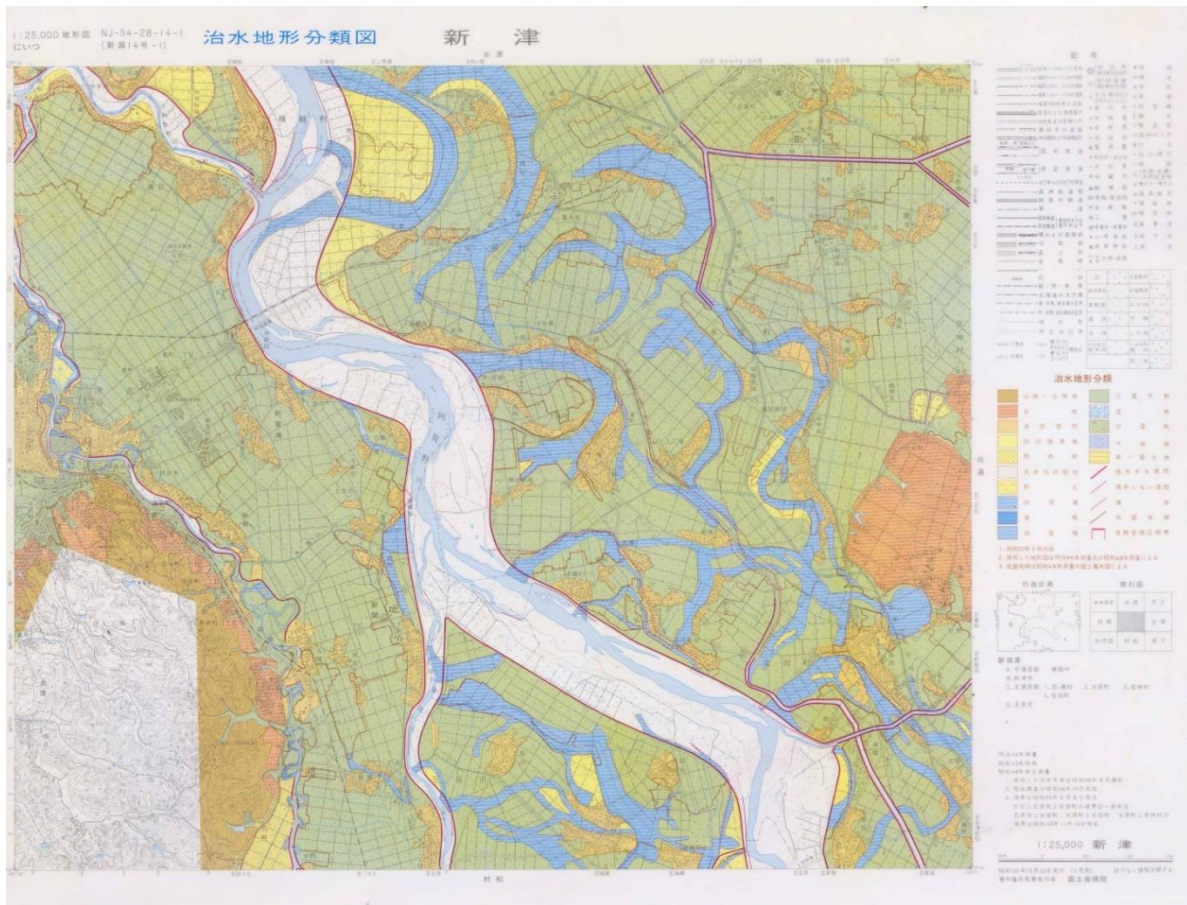


図-1.1 初期の治水地形分類図（信濃川水系〔新津〕昭和51年作成）

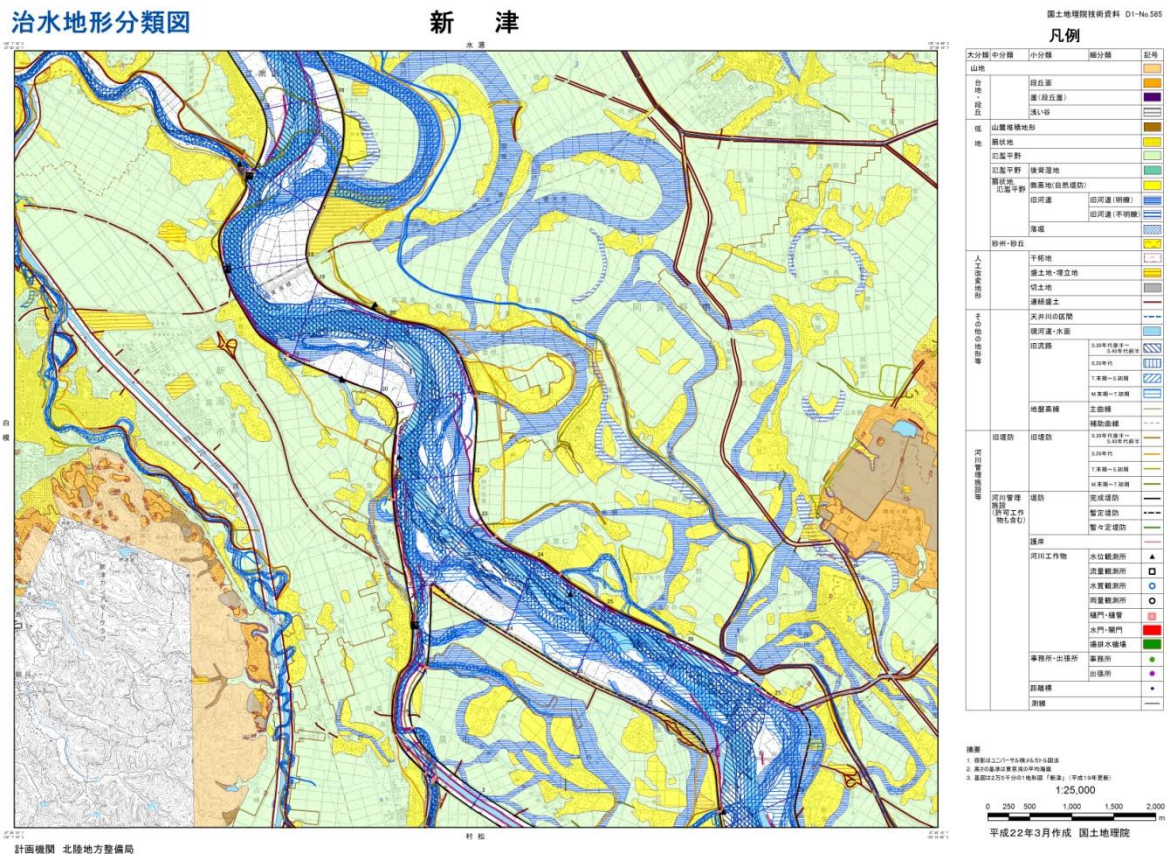


図-1.2 更新された治水地形分類図（信濃川水系〔新津〕平成21年度作成）